

新型コロナウイルス感染症への対応について（第十一報）改訂版⑤

本学では「新型コロナウイルス」の感染拡大防止を図り、「命を守る行動」を最優先に、国及び地方自治体の方針等を踏まえ、全学的に取り組んでいます。

つきましては、政府が示す「新しい生活様式」の実践とともに、新潟県による「県民の皆様へのお願い」や本方針に基づいた感染防止対策への取組みについて、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

《主な改訂内容》

○ 新潟県が「濃厚接触者」の対応を変更することに伴い、本学構成員の対応の明確化を図りました。

※ 「改訂した箇所（追記等）」を 赤い文字 で記載しましたので、ご確認ください。

記

1. 適用期間：2022年 2月9日から 2022年3月31日まで

2. 実施する内容

(1) キャンパスへの入構制限について

《学生各位》

＜入構を認める用務等＞

学生は、次の用務に限りキャンパスへ入構できるものとし、用務が済んだら速やかに帰宅するものとします。

- ・ 授業（実験・実習等）
- ・ 研究活動（研究室担当教員が、活動時間帯を指定します。）
- ・ 「図書館」の利用
- ・ 「事務室」における用務
- ・ 「学生相談部門（カウンセリング）」の利用（要予約）
- ・ 「キャリア支援室」の利用（要予約）
- ・ 自習（指定された場所のみ可）・大学から許可されたサークル活動等の課外活動（以下、「サークル活動等」という）
- ・ （遠隔授業実施期間中）遠隔授業を受講するうえで自宅に通信等の環境が整っていない場合や、一日の中で遠隔授業と実験・実習などの面接授業の間隔が短く、移動に

要する時間が不足する場合の学内での遠隔授業の受講（キャンパスにおける滞在学生数を極力少なくするため、自宅に通信等の環境が整っている場合は、該当科目を可能な範囲で自宅において受講してください。）

<キャンパス滞在可能時間帯>

滞在可能時間 平日 7：30～21：00

（遅くとも21：00までに、退構（下校）してください。）

なお、平日夜間（21：00以降）及び土休日（終日）の滞在は、禁止します。

ただし、研究室担当教員の判断のもとで特に許可された研究活動やサークル活動等は除きます。

<研究活動を行う場合の注意事項>

・大学院学生や卒業研究の研究活動については、研究室担当教員の指示に従って研究活動を行ってください。

なお、平日夜間及び土休日（終日）の滞在は、原則禁止します。

ただし、研究室担当教員の判断のもとで特に許可された場合に限り、入構し、研究活動を行えるものとします。

・研究室担当教員は、下記の事項について対応してください。

①学生ごとに研究を行える時間帯を指定するなど、同時時間帯における滞在人員がクラスター（集団）発生リスクが高いとされる「3密」の状態にならないよう、滞在人員を調整してください。

②配属学生の入退構を把握するとともに、配布された研究室ごとの「入構台帳」に記載することにより記録を残してください。

③キャンパス滞在可能時間帯にかかわらず、学生ができるだけ早めに帰宅できるよう、配慮してください。なお、土休日に入構を認める場合には、滞在者を必ず把握したうえで、許可するものとし、「正面エントランス」に設置する「入構台帳」へ記入するよう指導してください。

④研究室の関係者（企業等を含む）から濃厚接触者に関する連絡を受けた場合は、速やかに学生支援課へ連絡してください。

<サークル活動等を行う場合の注意事項>

・「新潟薬科大学コロナ禍における課外活動ガイドライン」に基づき、各サークルが立案した感染防止対策を遵守してください。また、感染状況に伴い、大学からサークル活動等の自粛を再度要請された場合は、その指示に従ってください。

・**新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、「対面での活動」を禁止します。**

<感染症対策の徹底>

- ・入構に際しては、下記の「感染症対策」を徹底してください。

【感染症対策】

- ①入構する全ての方は、キャンパス内では必ず「マスク」を着用してください。
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本となる、「手洗い」(または手指消毒剤による消毒)及び「咳エチケット」を励行してください。入構時以外にも、講義室や研究室等に入室する際、またはサークル活動等を行う際は、適宜必ず手指消毒してください。
- ③あらかじめ自宅において体温を計測し、目安として37.5度以上の発熱がないことを確認してから、入構またはサークル活動等を行ってください。(新津キャンパスではA棟「正面エントランス」及びC棟「学生ホールエントランス」、新津駅東キャンパスでは「正面エントランス」にて、検温ができます。)
- ④学生は、毎日の起床時の体温を測定し、自覚症状の有無をチェックしたうえで、大学から配布される「健康記録カード」に記録し、通学時にはカードを所持して入構またはサークル活動等を行ってください。アドバイザー教員、研究室担当教員若しくは、サークル顧問等は学生が所持する「健康記録カード」を必要に応じて確認し、学生の健康状態を把握するものとします。
- ⑤風邪の症状や目安として37.5度以上の発熱がある場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚(におい)や味覚の障害がある場合は、入構及びサークル活動等を厳に控えてください。
- ⑥カフeteria等において飲食する際は、必ず「黙食」を心がけてください。

《学外者の方》

- ・不急のご来学については、感染拡大防止の観点から、お控えください。

入構を要する場合は、来訪人数を絞っていただいたうえで、各キャンパスの「正面エントランス」から入構のうえ、できるだけ短時間に用務を済ませてください。

なお、政府が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定した都道府県等(新潟県内を除く)からのご来学は、極力お控えください。

- ・入構する方(学生、教職員及び委託業者社員を除く。)は、入退構時に受付で「入構台帳」に記帳してください。(所属・氏名、入退構時刻、体温、目的を記入)
- ・打合せ等は、できるだけメールやインターネットを介して行うことを推奨します。
- ・本学との共同研究契約等に基づく学外研究員の方は、本方針を遵守することを条件に、学内において研究に従事することを可能とします。
- ・上記に抛らず、納入業者・補修業者の方は、各キャンパスの「正面エントランス」から入構のうえ、できるだけ短時間のうちに用務を済ませてください。

(2)授業形態等について

・2021年度の授業については、「2021年度の授業実施方針について」に基づき、実施します。詳細は、本学ホームページ掲載の「2021年度の授業実施方針について」を確認してください。ただし、今後の感染拡大に伴い、授業形態を変更する可能性があります。詳細については、「時間割表」やPortal NUPALS等、大学からの連絡内容を常に確認してください。

・実験・実習科目については、感染拡大防止対策を講じたうえで、「面接授業（対面授業）」の形態により行います。

・大学院については、原則として、学部と同様の対応となります。大学院学生は、大学からの連絡内容を常に確認してください。

(3)研究室、実験・実習時における注意事項について

・実験室及び居室（スタッフルームを含む）の換気を行います。（窓とドアは常時開放する。）

・全員による「手指消毒」を励行してください。

・実験時においては、マスク、保護メガネ等の着用を徹底してください。（必要に応じて手袋を着用する。）

・実験前後においては、実験者が触る部分（実験機器、設備等）のアルコール消毒を徹底してください。

・学生実験室内においては、学生の移動による密集、密接を避けるよう、教員が誘導します。

・学生実験においては、教員は、グループ操作を避け、個別操作となるような工夫を行います。

・座席の配置、スタッフとの距離を保つよう工夫します。また、各所において、同時刻帯における滞在人員が「3密」の状態にならないよう、滞在人員を調整します。

(4)学外実習について

《臨床実務実習について》

・臨床実務実習については、「2021年度新潟薬科大学臨床実務実習【概要】」に基づき、運用します。また、一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習関東地区調整機構などから実習について大学へ要請等があった場合は、要請等を踏まえて対応します。

・実習担当教員による実習先訪問については、実施を可能とします。実習担当教員は、実習先に連絡のうえ、訪問受入れの了解を得たうえで訪問するとともに、実習先の都合を最優先してください。実習先の事情により、訪問受入れの了解が得られない実習

先については、了解が得られるまでの間、訪問を控えるものとします。

・政府が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定した都道府県等（新潟県内を除く）にある実習先への訪問については、緊急時を除き、中止するものとします。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、実習担当教員は、実習先の訪問受入れに関する意向をよく確認のうえ、対応してください。（詳細については、「臨床実務実習連携システム」を参照してください。）

《教職関係の実習について》

・教育実習、介護等体験については、これらの実習を受け入れる各学校への新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、弾力的な取扱いや留意事項を示す文部科学省からの通知等を踏まえて、適切に実施するものとします。

《応用生命科学部学生が主体となって学外で行う研究活動（卒業研究及びフィールドワーク等）について》

応用生命科学部学生が主体となって学外で行う研究活動（卒業研究及びフィールドワーク等）のうち、アンケート又はインタビュー調査については、「オンラインによる実施」を推奨します。ただし、対面で実施せざるを得ない場合には、新潟県内に限って実施できるものとします。対面で実施する場合は、次のことを遵守してください。

・担当教員は、必ず事前に学生のアンケートまたはインタビュー調査の実施先から了解を得るほか、実施場所及び実施日時を記録しておいてください。

・学生は、活動期間中、体調管理に努め、体温や自覚症状の有無を記録し、体調不良の場合は躊躇なく活動を中止するものとします。また、学生は、必ず「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を利用してください。

・学生は、活動期間中、必ずマスクを着用するとともに、「3密回避」の対策を講じてください。また、学生は「手指消毒剤」を各自で準備し、適宜消毒に努めてください。

・グループで活動する場合には、少人数編成とする等の工夫を講じてください。

・公共交通機関を利用して移動する場合には、可能な限り混雑する時間帯を避けて移動する等、感染防止に最大限努めてください。

・政府が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定した都道府県等（新潟県内を除く）における研究活動については、中止するものとします。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合の指定地域における研究活動については、原則として「オンラインによる実施」とします。例外としては、真にやむを得ない事情があると研究室担当教員の判断のもとで許可する場合に限り、活動受入れ先の了解を得たうえで行うことが

できるものとしします。

《その他》

・研究生等として他大学等において研究活動を行う場合には、受入れ先の大学等の方針に基づき、研究活動に取り組むことを可能とします。

また、政府が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定した都道府県等（新潟県内を除く）における研究活動については、中止するものとしします。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合の指定地域における研究活動については、担当教員は、受入れ先の大学の了解を得たうえで行うことができるものとしします。

(5) キャンパス等の運用について

・別紙「学内施設等運用一覧」により運用します。

(6) 各種窓口・連絡先

・本学では、新型コロナウイルス感染症への対応として、各種窓口を新たに設置しています。学生の皆さんは、「不安なこと」、「分からないこと」などをそのままにせず、次の各種窓口気軽に連絡してください。

窓口	対応内容	連絡先
遠隔授業 ヘルプデスク	遠隔授業に関する質問や技術的な相談に対応する「遠隔授業ヘルプデスク」を設置しますので、希望者は遠慮なく利用してください。	enkaku-support@nupals.ac.jp
教務課	修学（履修や授業計画等）に関する質問や相談に応じます。	shugaku-support@nupals.ac.jp
学生支援課	学生生活に関する一般的な質問や相談のほか、新型コロナウイルスによる影響で学納金の納付に支障が生じた場合の相談にも応じます。	gakusei-support@nupals.ac.jp 0250-28-5397 (学生支援課直通)
学生支援総合 センター	「学生相談ルーム」では、学生生活や私生活における悩みや困りごと等の各種相談（カウンセリングを含む）に応じますので、希望者は予約のうえ利用してください。	予約サイト： 学生支援総合センターHP (メールフォーム)

	<p>【応用生命科学部学生用】 「学修支援部門」では、オンラインによる学習相談を行います。希望者は「学修サポート室」まで、メールで問い合わせてください。</p>	nss@nupals.ac.jp
	<p>「キャリア支援室」では、就職に関する相談に応じますので、希望者は予約のうえ利用してください。詳細は、ポータルサイト等を確認してください。</p>	careersoudan@nupals.ac.jp 電話 0250-25-5355 (キャリア支援室直通)
	<p>新型コロナウイルスへの感染が疑われる方や心配な方からの相談に応じます。</p>	gakuseisoudan@nupals.ac.jp
薬学部 薬学教育センター	<p>【薬学部学生用】 「薬学教育センター」では、オンラインによる学習相談を行います。希望者は「薬学教育センター」まで、メールで問い合わせてください。</p>	edu-pharm@nupals.ac.jp
図書館	<p>図書館への相談や問い合わせ等に応じます。</p>	tosho.soudan@nupals.ac.jp

(7)体調不良があるときや感染した場合等について

《相談・受診の前に心がけること》

・発熱、息苦しさ・強いだるさ、風邪のような症状といった体調不良があるときは、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、外出を控えてください。なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはなりません。（2文科高第238号令和2年6月5日付け、文部科学省高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」に基づき運用する。）

・学生支援総合センターでは、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方や心配な方からの相談に応じます。

○新型コロナウイルス専用

メールアドレス：gakuseisoudan@nupals.ac.jp

電話：0250-28-5397（学生支援課）

・発熱、息苦しさ・強いだるさ、風邪のような症状といった体調不良があるときは、自分で判断せず、まずは、電話でかかりつけ医などの医療機関に相談してください。

また、体調不良があるときには、「健康記録カード」を活用して、毎日の体温のほか、症状を記録しておいてください。

《同居するご家族等が PCR 検査を受けた、または濃厚接触者となった場合》

・「同居する家族等が濃厚接触者として PCR 検査を受けることになった場合」または「感染が疑われて同居する家族等が PCR 検査を受けることになった場合」は、結果が「陰性」であることが判明するまで、登校／出勤をせず、自宅待機のうえ、外出を控えてください。結果が「陽性」で濃厚接触者と判定された場合は、10 ページの《濃厚接触》の項を参照のうえ対応してください。

・同居する家族等が、保健所または感染者本人から濃厚接触者の連絡を受け、PCR 検査等を受けずに自宅待機を指示された場合は、同居する家族等が指示された期間、自宅待機を要請します。

・上記のいずれかに該当する場合は、速やかに大学（学生支援課（夜間・土休日は警備室））に報告してください。（学生・教職員共通）

- 学生支援課 電話：0250-28-5397（平日日中）
- 警備室 電話：0250-25-5182（平日夜間・土休日）

なお、上記いずれの場合においても学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはなりません。

発熱したら、電話でかかりつけ医へ

11月から2月はインフルエンザの流行期です。新型コロナウイルス感染症の流行と重なる恐れがあります。発熱などの体調不良があるときは自分で判断せず、**かかりつけ医などに電話で相談し、受診してください。**早期治療は重症化や感染拡大の防止につながります。



🔍 **かかりつけ医がない人は 医療機関を探す・相談する**

にいがた医療情報ネット [にいがた医療情報ネット](#)

自分の症状やニーズに合った医療機関や薬局を探すことができます。日頃からかかりつけ医を持ちましょう。



▲スマートフォンはこちらから

救急医療電話相談（19時～翌8時）

夜間の急な病気やけがの相談に看護師が電話で対応

15歳以上 #7119または☎025-284-7119
14歳以下 #8000または☎025-288-2525

引用元：新潟市広報課「市報にいがた」

《受診・相談センターに相談する目安》

・以下のいずれか(★)に該当する場合には、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、すぐに電話で「受診・相談センター」に相談してください。なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはなりません。

★重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

★上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

・症状が続く場合は、必ず相談してください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤等を飲み続けなければならない方も、同様です。

・「受診・相談センター」に相談したら、その後、速やかに大学に報告してください。

○新潟県新型コロナ受診・相談センター ホームページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

電話：025-256-8275 (毎日24時間対応(土日・祝日含む))

○新潟市受診・相談センター(新潟市保健所保健管理課)

電話：025-212-8194 (平日午前9時から午後5時まで)

《新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合》

・新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに大学(学生支援課(夜間・土休日は警備室))に報告してください。(学生・教職員共通)

○学生支援課 電話：0250-28-5397 (平日日中)

○警備室 電話：0250-25-5182 (平日夜間・土休日)

・同感染症が「新型インフルエンザ等感染症」として、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める「第一種感染症」とみなされることから、治癒するまで「出席停止」となります。なお、出席停止となった期間中は、欠席扱いにはなりません。

・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、学校法人新潟科学技術学園服務規程第49条第2項に定める「疾病にかかった場合」を適用し、治癒するまで就業ができません。

※いずれの場合も、大学への報告は、ご家族が行っても差し支えありません。

《濃厚接触》

・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触があり、保健所または感染者本人から自宅待機の指示を受けた場合は、指示された期間、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、速やかに大学(学生支援課(夜間・土休日は警備室))に報告してください。(学生・教職

員共通)

・上記において、待機期間の指示がない場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の自宅待機となります。

・自宅待機期間は外出を自粛し、体温を測定し、自覚症状の有無を確認してください。
・待機期間中に発熱、息苦しさ・強いだるさ、風邪のような症状といった体調不良を感じた場合は、かかりつけ医、受診・相談センター、または保健所に相談してください。

なお、この場合において学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはなりません。
※感染の疑いや濃厚接触の疑いがある場合、学生・教職員共に、以降の大学側の対応は「学生支援課」を窓口として行います。

(8)学生の活動等について

・学生の活動等のうち、以下の取組みについては、自粛を要請します。

- | |
|--|
| ①「3密」の条件に合致するような会食
②本学及び学友会の許可の無い合宿・遠征、対外試合、大会、演奏会・ライブ等 |
|--|

・学生は、サークル活動等を行うにあたって、各サークルが作成し本学が許可した感染防止対策を遵守するとともに、健康管理に十分注意してください。

・アルバイトにおいては、感染防止策が十分に取られているかを確認し、感染の危険性が高い環境下でのアルバイトは避けてください。

(9)移動の制限について

《教職員》（新潟県内外を問わず、非常勤講師等を含む。）

・国内出張については、不急の出張は、厳に控えてください。また、政府が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定した都道府県等（新潟県内を除く）における諸活動については、不急ではない出張であっても、極力控えてください。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合、県境を跨ぐ移動については、所属する部局の長が「真にやむを得ない事情や公的機関から出張依頼を受けた出張であること」を認めた場合を除き、旅行命令を行わないものとします。

・出張は、主として大学運営上欠かせない学生募集活動や入試関連業務、公的な会議への出席等を目的とする場合に認めるものです。研究打合せ等は、メールやインターネットの活用を推奨します。（不明な点は、事務部学事課へお問い合わせください。）

・出張、私的な旅行を問わず、下記のいずれかに該当する地域への移動歴がある場合に、転入日（帰着日）を起算日として、【7日間】の自宅待機を求めます。

- ①政府が「緊急事態宣言」の対象として指定した都道府県（新潟県内を除く）
- ②政府が「まん延防止等重点措置」の対象として指定した都道府県内の区域（新潟県内を除く）

※移動する前に、必ず各自で移動先が上記①か②に該当するかを確認すること。

（自宅待機の例）

前日を含め3日前に新潟県内に帰着（転入）した場合には、当日を含めて向こう4日間の自宅待機を行っていただきます。（8日目から入構できます。）

これらの地域への移動歴がある場合には、電話かメールにより事務部学事課へ連絡してください。

・薬学部臨床教員による臨床研修については、研修を可能とします。なお、臨床教員は学務を最優先にするとともに、実施に際しては、研修先と相談のうえ、研修受入れの許可を得てから行ってください。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、研修を見合わせるものとします。

・やむを得ず出張あるいは私的な旅行を行う場合は、感染症対策（手洗い及びマスクの着用を含む咳エチケット等）を励行のうえ、目的地の最新の感染状況を確認のうえ、場合によっては出張（旅行）を取りやめる判断を含め、慎重に行動してください。（海外旅行については、厳に慎んでください。）

・海外出張については、禁止します。

《学部学生》

・国内出張については、教職員の引率を、原則とします。（上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。）

・海外出張については、禁止します。

・私的な旅行については、上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。（海外旅行については、厳に慎んでください。）

《大学院学生》

・国内出張については、上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。

・海外出張については、禁止します。

・私的な旅行については、上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。（海外旅行については、厳に慎んでください。）

(10)大学・教職員による集会等について

・大学や部局・センター等が主催する「学外者の方」を招集して開催する催事については、感染防止策を徹底し、人数の制限や催事の様態を熟慮のうえ、感染源とならないよう十分注意することを前提に、実施を認めます。また、高校生及び保護者等による新津キャンパス及び新津駅東キャンパスの見学希望者への対応策として、1組当たり3名を上限（予約制とし、大学担当者が同行すること。）とし、同一時間帯に1組までの入構を認めるものとします。加えて、今後の感染拡大の状況によっては、催事の開催を制限する場合があるものとします。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、催事の開催を見合わせるか、若しくはリモート等により開催するものとします。（入試関連業務は除く。）

・大学や部局・センター等が主催する「学内者」により開催する催事については、感染防止策を徹底し、人数の制限や催事の様態を熟慮のうえ、感染源とならないよう十分注意することを前提に、実施を認めます。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、催事の開催を見合わせるか、若しくはリモート等により開催するものとします。（入試関連業務は除く。）

・大学・教職員による集会等を行う場合は、感染防止対策が確立できているかを判断するため、開催を希望する2週間前までに「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」（会議事務局：学事課）に実施の可否を照会してください。（年間行事等で、既に学年暦等において予定されている催事は除く。）

・飲食を伴う催事については、原則として禁止します。ただし、オープンキャンパスや長時間キャンパス等に滞在する必要がある催事については、「3密」に十分注意することを前提に、提供を認める場合があるものとします。この場合、事前に新型コロナウイルス感染症対策本部に、提供の可否に関する判断を受けてください。

・貸切バス等の運行を伴う催事については、原則として禁止します。ただし、オープンキャンパス等、運行する必要がある催事については、事前に新型コロナウイルス感染症対策本部に、運行の可否に関する判断を受けてください。

・私的な会食のうち、「3密」の条件に合致するものについては自粛を要請します。（他県の方など、普段顔を合わせない方との会食を含む。）

なお、私的な会食そのものを妨げるものではありませんが、「3密」の状態をつくらないうよう十分注意してください。

・研究室において学生等が食材を調理のうえで食事をとることについては、研究室における滞在時間の延長等につながることから、感染防止対策の趣旨を踏まえ、厳に控えてください。

・教授会等の定例会議、委員会及び研究打合せ等については、短時間で済ませるか、

メールやインターネットを介して行うことができる場合には積極的に代用するほか、会議の回数を極力抑制し、授業等の準備時間の確保を組織的に推進します。

ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、必ず短時間（1時間以内）で済ませるか、上記の代替手段を利用してください。なお、これらを対面で行う場合は、発言者が複数居ることを想定して、「常時換気」を必須とします。

(11) キャンパス閉鎖要件について

・ 構成員に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、或いは実際に陽性反応が確認された場合は、直ちに保健所等との連携のもと、キャンパスの一部または全部を閉鎖することも含めて、消毒等の必要な対応について判断します。閉鎖する場合には、キャンパス内には必要最小限の職員や委託業者社員が従事することとし、それ以外の全ての構成員の入構を禁止します。

・ キャンパスの閉鎖に際しては、教職員に対しては学内メールを活用し、学生に対しては Portal NUPALS 及び本学ホームページにより、必要な連絡を行います。

《関連ホームページ》

【厚生労働省】

○ 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【文部科学省】

○ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

【新潟県】

○ 新潟県内「受診・相談センター」一覧

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/corona-center.html>

以 上

学内施設等運用一覧

- ・各施設等の運用は全て原則平日のみのとし、利用可能時間帯等は下記の通りとします。
- ・許可されたサークル活動等については、体育館等の運動施設を必要に応じて土休日に開放する場合があります。
- ・ただし、新潟県内が「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象として指定された場合は、サークル活動等の「対面での活動」を禁止します。
- ・各施設利用可能時間帯を状況により変更する場合があります。その場合は、Portal NUPALSを通じて連絡を行います。

<新津キャンパス>

- ・学生は、A棟「正面エントランス」またはC棟「学生ホールエントランス」から入構してください。
- ・教職員及び一部の委託業者社員は、入退管理装置が設置されたドアから「キャンパスカード」(教職員証等)により入構してください。

場所	利用可能時間帯	利用制限等
事務室	8:35～17:30	なし
キャリア支援室	8:45～16:45	
保健室	8:35～17:00	
図書館	9:30～20:30	座席数の制限あり
情報実習室	8:30～19:00	なし
自習室	9:00～21:00	座席数の制限あり
カフェテリア	8:30～21:00	座席数の制限あり
(食事優先時間)	12:00～13:30	
カフェテリア食事提供	11:00～14:00	
カフェテリア食券販売	10:30～14:00	
購買	8:30～18:00	なし
体育館等の運動施設	-	授業または許可されたサークル活動等を除き閉館(運動施設は、後片付け等を含め21:00には退館すること)
F棟セミナー室	8:30～21:00	通常時の半数までの在室、常時換気
L棟(サークル棟)	8:30～21:00	許可されたサークル等のみ使用可

<新津駅東キャンパス>

- ・学生は、「正面エントランス」または「駐車場側通用口(要学生証)」から入構してください。
- ・教職員及び一部の委託業者社員は、入退管理装置が設置されたドアから「キャンパスカード」(教職員証等)により入構してください。

場所	利用可能時間帯	利用制限等
事務室	8:35～17:30	なし
図書館分室	9:30～20:30	座席数の制限あり
自習ラウンジ(4F)	9:00～21:00	
APPホール	8:30～21:00	

<その他、閉室等>

場所	備考
スクールバス	別途、運行ダイヤ等をHP等で公開
薬用植物園	閉園

<注意事項>

- ・この「学内施設等運用一覧」は、最新の「新型コロナウイルス感染症への対応について」に基づき運用されます。
- ・「新型コロナウイルス感染症への対応について」に変更がない場合であっても、状況により「学内施設等運用一覧」のみ変更する場合があります。